

質 疑 応 答 書

設計図書等の種類・頁・番号		質 問 内 容	回 答
1	15頁・第11章-6	「納期は令和8年3月31日とし、」ありますが、現在、法規対応に関連してシャシの工期が非常に不安定な状態が昨年より継続的に発生しております。また、昨今の働き方改革や、紛争などによる原料ならびに部材関係の調達困難、物流の不安定など多方面で製造工程について不安定な環境が継続しております。これらの社会情勢の変化による状況の変化時には納期延長の協議をお願いいたします。	質問内容の事由により、納入期限に遅延が生じる恐れがある場合は、納入期限延長についての協議は可能です。 契約約款第5条に基づく届け出を速やかに行い、市が承諾した場合は履行期限の延期について認めております。 参考 契約約款抜粋 (履行期限の延期) 第5条 受注者は、災害その他特別な理由により、製造物件の納入が遅延するおそれが生じたときは、履行期限の延期についてその理由を付した文書により、発注者に履行期限の延期を求め、その承諾を得なければならない。